

QCサークル東海支部 愛知地区 規定

制定 : 1996年(平成 8年) 3 月 1 日
改定 1: 1998年(平成10年) 3 月 1 日
改定 2: 1998年(平成10年) 6 月 1 日
改定 3: 1998年(平成10年)11月 1 日
改定 4: 1999年(平成11年) 4 月22日
改定 5: 2000年(平成12年) 5 月25日
改定 6: 2000年(平成12年)10月 1 日
改定 7: 2006年(平成18年) 4月21日 規定から要領を分離
改定 8: 2009年(平成21年)10月28日
改定 9: 2011年(平成23年)12月 1日
改定10: 2024年(令和 6年) 2月27日
改定11: 2025年(令和 7年) 3月 1日

【2026年度版】

QCサークル東海支部 愛知地区

◆地区役員・幹事を退任する時は、この要領と内容を後任者にしっかりと引き継いで下さい。◆

愛知地区規定改定履歴

改定	改定日	改定箇所	改定理由	改定内容	地区長承認
1	(H10) 98/03/01	付属要領 -(2) 付属要領 -(3) p9～11	1)支部規定の改正に基づき「行事参加費」「役員交通費」改正 ・行事参加費の値上げ改正 ・交通費の2,000円一律支給取り止め	・行事参加費の改正 ・交通費を支給する場合は実費 ・役員幹事に相互啓発費支給の新設 支給金額 2,000円 * 1997年度(平成9年度)第6回幹事会にて承認	
2	(H10) 98/06/01	付属要領 -(9) p23	1)愛知地区行事主催のQCサークル活動行事の講師の選出について明確にする(規定追加)	・企業代表者懇談会、大会、研修会の講師の人選基準 * 1998年度(平成10年度)第1回幹事会にて承認	
	(H10) 98/06/01	付属要領 -(10) p24	1)QCサークル愛知地区の役員・幹事の引退および地区長会社の任期満了時の感謝状および記念品の発行基準を明確にする(規定追加)	・退任時の感謝状、任期満了時の感謝状、記念品の発行基準 * 1998年度(平成10年度)第1回幹事会にて承認	
	(H10) 98/06/01	付属要領 -(11) p25	1)QCサークル愛知地区の幹事会社の新規加入および脱会の要領を明確にする(規定追加)	・新規加入の要領、脱会の要領(手順) * 1998年度(平成10年度)第1回幹事会にて承認	
3	(H10) 98/11/01	付属要領 -(8) p22	1)企業代表者懇談会に次期幹事会社の候補会社を招待する	・招待会社選定基準の企業代表者懇談会欄に追記 * 1998年度(平成10年度)第4回幹事会にて承認	
4	(H11) 99/04/22	付属要領 -(1) 内規 p8	1)支部規定改定に基づき、本部長賞地区選抜支部推薦件数の変更	・地区選抜支部推薦件数 愛知地区7件→8件 ・QCサークル本部長賞愛知地区選考方法(内規)の変更	
5	(H12) 00/05/25	付属要領-(6) p17～19	1)パソコンを最大限に活用できるしくみに変更	・ 全面改定 * 2000年度(平成12年度)第1回幹事会にて承認	
6	(H12) 00/10/01	付属要領-(1) p6～7	1)QCサークル活動事例発表者の要望に応える 2)発表大会のねらいに合わせる	・ 全面改定 ・表彰名の変更 ・賞の贈呈数の変更 ・副賞の贈呈数の変更 * 2000年度(平成12年度)第3回幹事会にて承認	
7	(H18) 06/4/21	全面	1)長年の改善成果を反映	1)規定→規程と要領に分離 2)現状に合わせて内容の見直し * 2006年度(平成18年度)第1回幹事会に改定案提案・承認	
8	(H21) 09/10/28	名称 要領目次 規定改定履歴	1)本部・支部は規定になっている規程は色々な規則が集まった概念現状の規程の各章が規則と考えるのではなく、全章で一つの規則と考える 2)要領の目次で代用可 3)2009年8月18日役員会指導事項(原本がいくつかあった)	・規定への名称の変更 2)要領目次を削除 3)改定履歴欄に地区長承認欄を追加 * 2009年度(平成21年度)第2回幹事総会に改定案提案・承認	
9	(H23) 11/12/1	第4章第13条	1)支部規定改定に基づき「地区役員などの地区運営役割分担」を改定 2)出席者及び現状の会議内容の見直し、重複会議等の廃止	1)支部主催の会議体・会議内容の変更 ・地区長会議の廃止 ・支部世話人会の廃止 ・行事委員会[新設]:支部行事企画立案 ・企画委員会:支部重点課題に対する検討・立案	

愛知地区規定改定履歴

改定	改定日	改定箇所	改定理由	改定内容	地区長承認
10	(R6) 24/02/27	第3章第9条 地区会議体	1) 会議名と開催頻度を現状に合わせる	1) 地区役員会の開催 2回/年→4回/年 2) 会議体名称 地区委員会→地区委員長会議	
11	(R7) 25/03/01	第3章～5章 表記見直し	1) 内容に合わせた表記改定	第3章 会議 ⇒ 地区会議体の構成と内容 第4章 活動 ⇒ 地区行事と運営分担 第5章 事務局 ⇒ 事務局の役割	
		第4章 地区行事と 運営分担	1) 25年度支部規定 第9条改定に伴う改定	1) 支部開催会議 企画委員会・行事委員会廃止 → 必要に応じた委員会開催に変更 2) 事務局会議を追加	

愛知地区規定 目 次

章番号	条番号	章条の名称	ページ
第1章		総 則	1
	第1条	名称	
	第2条	目的	
	第3条	地区の担当範囲と本規定の適用範囲	
	第4条	年度	
	第5条	全国組織と地区の位置付け	
第2章		地区の組織と地区役員の構成及び役割	2
	第6条	地区役員と地区の構成員	
	第7条	地区役員と地区の構成員の任免	
	第8条	地区役員と地区の構成員の役割	
第3章		地区会議体の構成と内容	4
	第9条	地区会議体	
第4章		地区行事と運営分担	5
	第10条	地区年度方針と年度行事計画	
	第11条	行事の種類	
	第12条	行事の主催と担当	
	第13条	地区役員の地区運営役割分担	
第5章		事務局の役割	6
	第14条	地区事務局とその役割	

第1章 総則

第1条 名称

この規定の名称は、QCサークル東海支部 愛知地区規定（以下 愛知地区規定という）とする。

第2条 目的

この規定は、QCサークルの基本理念を達成するために、QCサークル本部・支部規定およびQCサークル東海支部規定を補填し、地区におけるQCサークルの援助活動を円滑に運営する目的で、必要事項について定める。

第3条 地区の担当範囲と本規定の適用範囲

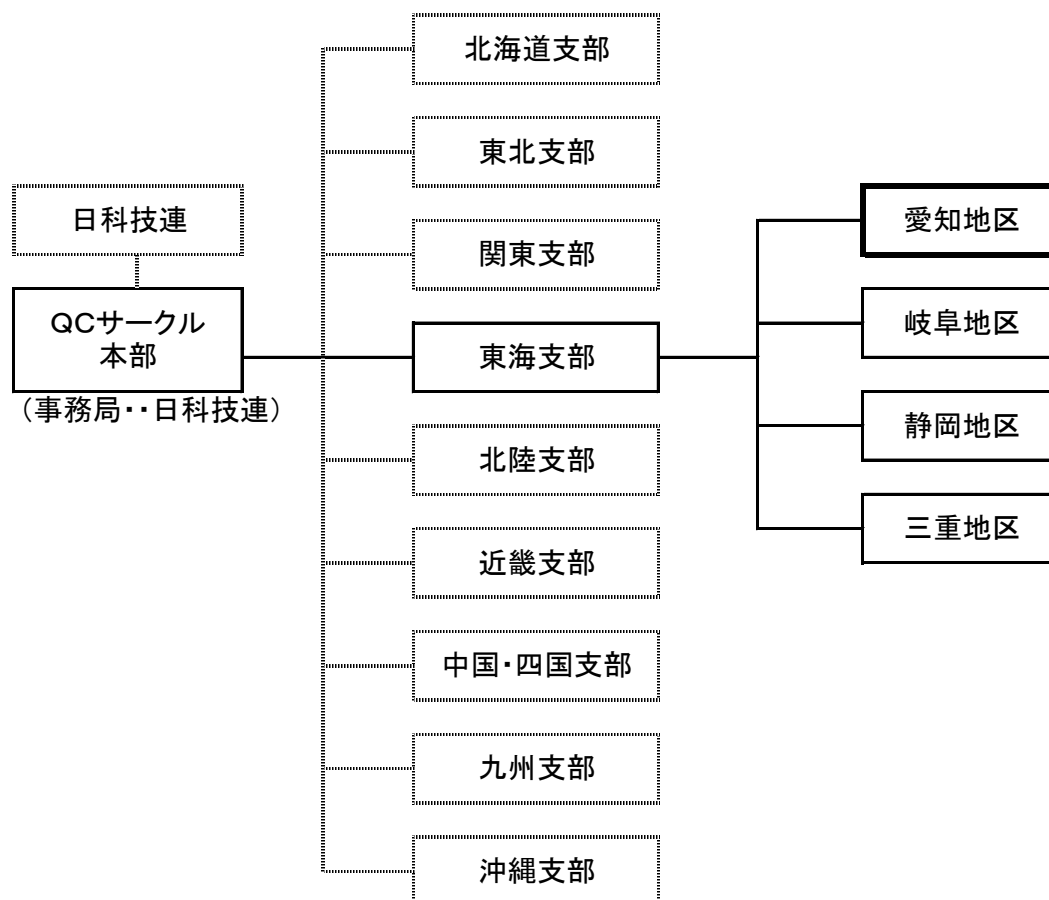
地区が担当する範囲は愛知県内とし、本規定は、地区諸活動及び地区役員の活動に適用する。

第4条 年度

地区の運営年度は、3月1日から翌年の2月末日とする。

第5条 全国組織と地区の位置づけ

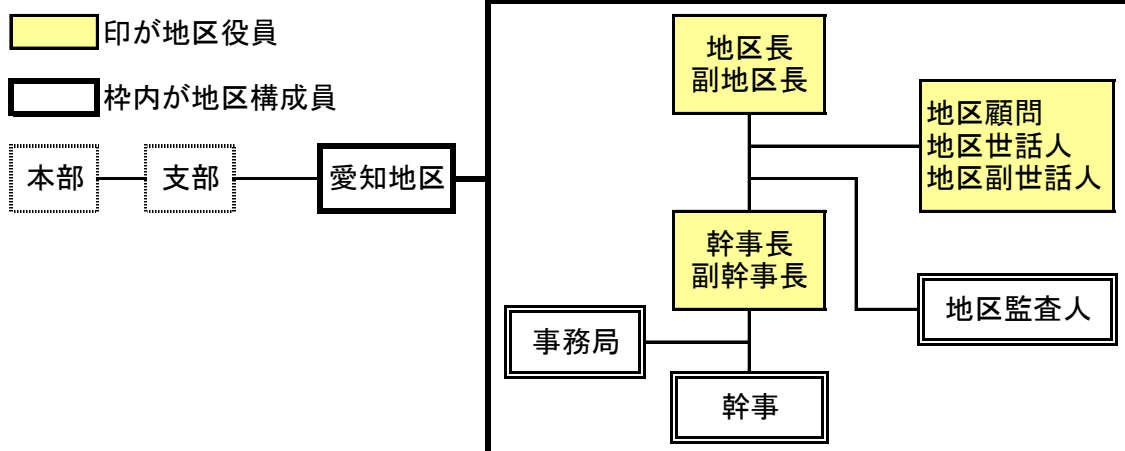
QCサークル全国組織と当地区の位置づけは、次の通りである。



第2章 地区の組織と地区役員の構成及び役割

第6条 地区役員と地区の構成員

地区役員と地区の構成員は次の通りとする。



第7条 地区役員と地区構成員の任免

地区役員及び地区構成員の任免については次表による。

役職名	資格要件	決定機関	決定時期	委嘱者	任期	人員その他
地区長	前年度副地区長	地区幹事会 (支部役員会 承認)	2月	本部長	1年	1名
副地区長	幹事会社役員又は それに準ずる人 注①				1年	1名
地区顧問	前年度地区長 地区長経験者 注②			地区長	1年毎 に確認	1～3名
地区世話人	地区幹事長経験者 注②			本部長	1年毎 に確認	1名
地区副世話人	前年度地区幹事長 地区幹事長経験者 地区幹事経験者で地区 役員より推薦があった 人を選ぶことも可 注②'				1年 毎に 確認	4～6名
地区幹事長	前年度副幹事長				1年	1名
地区副幹事長	幹事会社で推進経験が 豊富な管理者				1年	1名
地区監査人 注③	前年度幹事長と次年度 地区長会社のスタッフ幹事				1年	2名
幹事	幹事会社社員 注④	地区幹事会	2月 更新は随時	本部長	1年	スタッフ 1名 ライン 1名

注 ① 原則として、幹事会社の輪番制とする。

② 積極的に指導していただける方を、本人の都合も聞いた上で地区で選定し推薦する。

②' 退任者が多い等、地区運営に支障ある場合は特例として幹事経験者を選ぶことも可とする。

③ 前年度幹事長が異動等で都合が悪い場合は、地区役員の中から人選する。

④ 任期は、幹事会社の事情によるが、2年以上が望ましい。

第8条 地区役員と地区構成員の役割
地区役員と地区構成員の役割については次の各号による

- (1) 地区長 … 地区の最高責任者として地区運営を統括する。
- (2) 副地区長 … 地区長を補佐し、地区長が不都合のときはその職務を代行する。
- (3) 地区顧問 … 地区運営の重要事項について必要に応じ助言を与える。
- (4) 地区世話人 … 本部・支部方針をふまえ地区長を補佐し、地区運営の援助(助言)を行なう。
- (5) 地区副世話人 … 地区長・世話人を補佐し、地区方針に添って地区運営の援助(助言)を行なう。
- (6) 地区幹事長 … 地区事務局業務および地区活動の執行を統括する
- (7) 地区副幹事長 … 地区幹事長を補佐し、幹事長が不都合のときはその職務を代行する。
- (8) 幹事 … 地区活動の企画と、その運営を担当する。
- (9) 地区監査役 … 地区業務及び会計について監査する。

第3章 地区会議体の構成と内容

第9条 地区会議体

地区の円滑な運営をはかる為、次の会議体を設置し運営する。

会議体 名称	会議構成			開催頻度	主な内容
	議長	メンバー	事務局		
地区役員会	地区長	正副地区長・地区顧問 地区担当支部副世話人 地区正副世話人 地区正副幹事長 各委員会委員長	幹事長 (地区事務局) * 司会 幹事長	4 回/年	(1) 地区運営の重要な事項の審議 (2) 地区方針の立案・審議 (3) 地区行事の運営事項、規定類の 改廃の審議
地区 委員長会議	幹事長	地区正副幹事長 各委員会正副委員長 (ライン幹事WGのリーダーは 代表幹事と呼ぶ)	幹事長 (地区事務局)	3 回/年	(1) 委員会の活動内容の検討・調整 (2) 「中期活動計画」立案・調整 (3) 地区役員会への活動内容の報告・答申
地区幹事会 (幹事総会)	地区長	正副地区長・地区顧問 地区正副世話人 地区担当支部副世話人 地区正副幹事長 幹事	幹事長 (地区事務局) * 司会 副幹事長	6 回/年 * 総会 2 回/年	◆ 地区QCサークル活動の最高決議機関 として (1) 地区活動運営の基本事項の審議・決定 (2) 地区行事運営の基本事項の審議・決定 (3) 各種提案事項、規定類の改廃の 審議・決定
地区幹事長 連絡会議	幹事長	地区正副幹事長 地区正副事務局	幹事長 (地区事務局)	随時	◆ 地区の「中期活動計画」の 推進・フォロー
委員会	委員長	◇担当委員会毎の ・担当地区正副世話人 ・担当幹事 ・地区正副幹事長 は特別委員として 全委員長会に参加	委員長・ 代表幹事 (地区事務局)	5～6 回/年	◆ 地区長の指示する特命事項 及び幹事会決議事項に関する 検討立案  地区の「中期等活動計画」・ 地区年度活動方針・ 重点施策への反映推進

※会議の成立は、メンバーの2/3以上の出席を必要とする。

第4章 地区行事と運営分担

第10条 地区の年度方針と年度行事計画

地区長は、次年度の地区方針および地区行事計画等を立案し、
年度内の地区幹事会の承認を得て決定する。

第11条 行事の種類

地区におけるQCサークル活動の普及・浸透およびレベルアップをはかるため、次の各号の
各種行事等を行う。

- (1) サークルリーダー、メンバーおよび推進者・支援者・事務局を対象とした行事

例：QCサークル大会、講演会、研修会、見学会、交流会等

- (2) 地区役員・幹事を対象とした行事

例：新任幹事研修会、幹事研修会、見学会、交流会、委員会、発表会等

- (3) 幹事会社の企業代表者及び幹事会社・地区が普及拡大したい企業の代表者を対象とした行事

例：企業代表者懇談会

第12条 行事の主催と担当

前条の地区行事は、すべて地区主催として、

愛知地区の幹事会社が交替で企画と中心的運営を担当する。(以降行事担当会社と呼ぶ)

幹事会社が担当する行事は原則輪番制とし、順番・担当行事は、地区幹事会にて決定する。

ただし、前年度と当年度地区長会社は、原則として前条(1)(2)の行事の担当から外すこととする。

第13条 地区役員などの地区運営役割分担

地区役員は、第2条の目的達成のため次表により地区運営の役割を分担する。

役職名 主要任務		地区長	副地区長	地区顧問注①	支部副世話人 地区担当	支部副世話人兼 地区世話人	地区副世話人	地区幹事長	地区副幹事長	幹事	地区正副事務局	行事担当会社
1	地区運営方針の立案の支援 地区年度計画の立案の支援	○	○	○	○	○	○	○	○ 原案		○	
2	同上の審議・決定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	地区活動の指導援助			○	○	○						
4	支部・地区間の主要問題の調整				○	○	○	○				
5	地区行事(大会・研修会・幹事研修会・ 交流会等)の業務担当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 主担
6	地区幹事会への参画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	普及・拡大活動 (本部登録拡大キャンペーン含む)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
8	地区事務局業務							○			○	
9	支部主催 の会議 への参画	支部役員会		4回／年	○	○		○	○			
10		幹事長会議		5回／年				○	○			
11		事務局会議		2回／年							○	
12		委員会		適宜開催	適宜設定							

注 ① 必要に応じて、各行事・懇談会等に出席し指導・支援をいただく。

第5章 事務局の役割

第14条 地区事務局とその役割

地区事務局は地区長会社が担当し、その役割は次の各号とする。

- (1) 地区の年度方針および年度活動計画(行事計画含む)の立案
- (2) 地区の年度収支予算計画の立案と会計事務の担当
- (3) 地区の年度活動実績および収支決算のまとめ
- (4) 地区の各会議(第9条参照)の開催・議案の作成および議事録のまとめ
- (5) 年度末における次年度地区幹事会社および地区役員の確認
- (6) 支部主催会議への出席と資料のまとめ報告、その他支部への提出資料のまとめと提出
- (7) 支部・地区間の連絡・調整
- (8) 地区内の連絡・調整
- (9) 地区行事に関するダイレクトメール用アドレスの維持(副事務局)
- (10) 地区資産および地区活動資料の保管・管理
- (11) その他地区運営に関する事項
- (12) 地区ホームページの管理

付 則

1. この規定の改廃については地区幹事長が立案し、地区役員会の助言を経て、地区幹事会において審議・決定する。
2. この規定は、1996年(平成8年) 3月 1日制定し以降施行する。